

令和2年7月14日

国土交通省

水資源開発施設等の管理等に関する規程第10条に基づく水資源開発施設等の使用の許可に関する家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて（ガイドライン）

1. 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人水資源機構法（以下「法」という。）により設立された法人である。機構は、法第12条第1項第2号に基づき水資源開発施設等の管理を行っており、水資源開発施設及び愛知豊川用水施設（以下「水資源開発施設等」という。）の使用の許可を所管している。本ガイドラインは、行政機関である国土交通省が作成している。

2. 水資源開発施設等の管理等に関する規程第10条に基づく水資源開発施設等の使用の許可について

(1) 水資源開発施設等の管理等に関する規程第10条に基づく水資源開発施設等の使用の許可は、以下の全ての要件を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当するものと考えられる。

- ① 機構が、申請者に対し、管轄する水資源開発施設等について、使用及び収益（占有）する許可を与えていること。
- ② 申請者が、水資源開発施設等の一部を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであること。
- ③ 申請者は、機構に対し、水資源開発施設等の占有部分の使用の対価として、使用料（金銭）を支払う債務を負っていること。
- ④ 申請者による水資源開発施設等の使用等が継続的に行われるものであること（特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な土地等の使用等でないこと）。
- ⑤ 申請者は、機構に対し、使用の許可の期間満了時に水資源開発施設等を返還する義務を負っていること。

(2) 上記(1)の使用の許可に基づいて支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規定第5条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下により算出された金額とする。

承認書に記載された使用料の月額相当の額

(3) 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記(1)の使用の許可であると判断し、上記(2)の金額を給付申請の対象とすることができる。

- ① 申請書に次の事項が記載された書面が添付されていること  
ア 上記(1)の使用の許可であることが分かる書面

例 当該水資源開発施設等を所管する所長の印（公印省略の場合を含む。）が付されている「水資源開発施設等の管理等に関する規程第12条」に基づく「承認書」の写し 等

イ 上記(2)の金額の全部又は一部の支払いを証する書面

例 領収書（領収書等で異なる使用料等が合算されている場合は、その内訳が分かるもの）の写し 等

② 宣誓書（別紙参照）が添付されていること

以 上